

## 第 8 期介護保険事業計画期間における介護保険料(案)について

第 8 期明石市介護保険事業計画の策定に際し、計画期間（令和 3 年度から令和 5 年度）の介護保険料（案）について下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 保険料算出の考え方

- (1) 第 1 号被保険者数や要介護等認定者数等の推計から、計画期間における介護保険サービスの必要量を適切に見込み、費用総額に対する第 1 号被保険者負担分を賄うための保険料収納必要額を算出します。
- (2) 令和 3 年度の介護報酬の改定率（0.7%）及び財政調整交付金の見直し、補足給付や高額介護サービス費の要件の見直しなど今回の介護保険法改正を反映します。
- (3) 介護保険給付費準備基金残高は、給付実績を基にした推計によると、令和 2 年度（2020 年度）末で約 31 億円となる見込みです。コロナ禍において高齢者の経済的な負担が増加していることから、同基金を活用し、介護保険料の上昇による高齢者の負担増を抑えます。

#### 2 第 8 期計画期間の介護保険料(案)

上記の考え方を踏まえ、第 8 期計画期間では、同基金を約 15 億円取り崩すことにより、保険料月額基準額は 6,416 円から 546 円の減額となり、第 7 期介護保険料基準額（月額 5,870 円）を据置きし、月額 5,870 円、年額 70,440 円とします。

(参考)

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画（案）

P106 に記載

第 5 章 介護保険事業の今後の見込み

6. 第 1 号被保険者の介護保険料

(2) 第 8 期介護保険料の金額と賦課割合

③ 第 1 号被保険者の介護保険料算出額